

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号	議案の名称	審査結果	採決日
議案第 6 5 号	宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	6月4日
議案第 6 6 号	執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 7 号	宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について	可決 (全員一致)	
議案第 6 8 号	工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について	可決 (全員一致)	
議案第 6 9 号	財産（宝塚市防災情報システム機器一式）の取得について	可決 (全員一致)	
議案第 7 1 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 2 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 3 号	市道路線の認定について	可決 (全員一致)	
議案第 7 5 号	宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	可決 (全員一致)	

## 審査の状況

① 令和2年 6月 1日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

② 令和2年 6月 4日 (議案審査)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

③ 令和2年 6月23日 (委員会報告書協議)

・出席委員 ◎岩佐 まさし ○たぶち 静子 池田 光隆 石倉 加代子  
江原 和明 大島 淡紅子 田中 大志朗 山本 敬子

(◎は委員長、○は副委員長)

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>
議案第65号 宝塚市開発、都市計画等事務手数料条例の一部を改正する条例の制定 について
<b>議案の概要</b>
租税特別措置法施行令の一部改正に伴い、所要の整理を行うため、条例の一部を改正しようとするもの。
<b>論 点</b> なし
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>
問1 本条例に当てはまる事例は。
答1 防災力の向上や地域の活性化を目的とした民間の再開発事業の促進のため、税を優遇するもので、税の優遇があり得るかどうかは、今後の民間再開発事業の状況によると考えている。
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第66号 執行機関の附属機関設置に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議案の概要

宝塚市新ごみ処理施設整備基本計画を踏まえ、要求水準書の精査、入札参加資格条件や落札者選定基準の設定、提案書等の審査による事業者の選定を担当事務とする宝塚市新ごみ処理施設等整備・運営事業者選定委員会を設置するため、条例の一部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 DBO方式で総合的に行う20年間の運営に対して、精査するような見直し期間の設定はあるのか。定期的な見直しが必要だと思うが。

答1 当初の計画の中で見直し期間の設定はない。リスク分担の中での法律改正や、お互いに大きな影響がある場合は協議して決定していく形を取る。

問2 本選定委員会の委員数3名の根拠は。

答2 DBO方式、PFI方式を先進的に導入し審議会を設置した他市では、知識経験者が3名から5名であった。人数が多くなると日程調整が難しいという問題も出てくる。廃棄物処理に関する知識経験者の数も少ない中、具体的に施設のハード面を審査する目的で3名とした。

問3 弁護士に関して、その方のファーストオピニオンだけで決めるのか。議論熟成のためのセカンドオピニオンは取るのか。

答3 弁護士の役割としては、応札した事業者の事業計画の提案書に対し、リスク分担等、法的見地から審査していただくこと。この業務にはコンサルティング会社も入る予定で、法律に詳しい方の判断を仰ぐ考えである。

問4 先進的にDBO方式を導入している他市のリスク分担はどのようになっているのか。

答4 リスク分担については、国のガイドラインの中で大枠が決まっている。それ以外のリスクについても本市で検討し、誰が分担するのが費用や負担について合理的かを考え設定したい。

問5 DBO方式の効果額はどれぐらいか。

答5 運営を含めた事業総額はこれから決まることになるが、以前に提示した施設建

設費の概算額約 250 億円ベースでの財政支出の削減効果（VFM）は 4.27%と見込んでおり、20 年間で約 16 億 5 千万円の削減と試算している。実施ベースで考えるとさらに大きな額となると考えている。

問 6 20 年間で長期にわたる契約なので、財政面、サービス面等で硬直化が予想される。市としての考えは。

答 6 倒産等も想定し、毎年のモニタリングで経営審査し回避していく。市民サービスについては、仕様の中で今以上の水準を要求し、モニタリングの中で指導しながらサービスの低下防止に努めていく。

問 7 基本計画の検討委員会では 4 名だった学識経験者が 3 名になる理由は。

答 7 基本計画の検討時は本市の望む施設はどのようなものかを目的とし、衛生工学、土木工学、リサイクルを含む環境計画、環境法に詳しい法律の先生、各 1 名に参加いただいた。本選定委員会は施設の機械等ハード面の審査を目的とし、法律面では契約に関して詳しい方をお願いする。

問 8 本選定委員会の設置期間だと、当初のスケジュールから遅れるのか。

答 8 既に当初の予定より 2 年遅れている。2026 年に焼却炉稼働を目指しているが、新型コロナの影響や、働き方改革で建設業の土日休業推進もあり、遅れる可能性はある。

問 9 神戸市では、30 年から 40 年使用する焼却炉に対して 20 年間の DBO 方式に疑問を抱き、結局採用していない。それに対してどう考えるか。

答 9 当該施設は 30 年から 35 年の使用を目指すものだが、20 年から 25 年で大規模な修繕が必要と想定される。大規模修繕費等も含めて見積りとなると、金額が大きくなる懸念がある。20 年経過した段階で、修繕が必要な箇所や金額を検討し、次の 15 年に対応する考えである。

問 10 本市で初めての DBO 方式ということで、メリットデメリットの話もあったが、デメリットは避けていけないといけなし、市民サービスの減には絶対なっ  
てはいけない。災害時においてもこれまでは不眠不休で頑張っていた。今後の災害対応なども踏まえた検討をしてほしいが、市の考えは。

答 10 災害廃棄物処理については、今回の施設も災害時の容量として約 1 割の余力を見ている。それ以上の処理となると他市への応援を求めることとなるが、仕様の中にも含めており、策定済の災害廃棄物処理基本計画も踏まえた運営を行っていくことになる。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第67号 宝塚市消防団員等公務災害補償条例の全部を改正する条例の制定について

議案の概要

損害補償の種類等について、非常勤消防団員等に係る損害補償の基準を定める政令に定める内容に準拠する形に変更するため、条例の全部を改正しようとするもの。

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 条例の全部改正について、他市に同様の事例はあるのか。

答1 兵庫県内では明石市、豊岡市など。大阪府では茨木市、寝屋川市など18の市町。政令指定都市では京都市、名古屋市など8市で既に施行されている。

問2 消防職員、消防団員が死亡した場合における支給金額が高額になっているが、市としての認識は。

答2 職員は公務災害で死亡した場合、公務災害等見舞金として最高で3千万円の支給となる。消防職員、消防団員は、危険業務に従事することから消防賞じゅつ金が加算されるため、高額となる。法に基づき定めている部分もあり、理解をいただきたい。

問3 現行の制度で、市民の消防団員も含め、補償の前例はあったのか。

答3 昭和50年以降、災害現場と訓練時を合わせて10件の補償事案が発生している。内訳は消防団員が5件、消防作業従事者等が5件。最近の例では、平成30年1月に安倉地区で発生した建物火災で、出火室とは別室の住民が消火器で初期消火を行った際に煙を吸い込み、喉を負傷したため療養補償を行った。また、昨年12月に山本野里地区で発生した建物火災で、隣の建物の住民が延焼を阻止するため、バケツで消火を試みたが消火できず、避難する際に顔面と左足を負傷したため、療養補償を行った。

問4 公務災害補償の支給項目のうち、市の予算から支給されるものと、保険等から支給されるものの内訳は。

答4 公務災害等見舞金と消防賞じゅつ金は市の予算から、退職手当、遺族特別支給金、遺族特別援護金、葬祭費、死亡弔慰金は共済基金等から、それぞれ支給される。

問5 条例の全部改正により、政令に基づいて補償等が変更可能となるが、今後、

議会への議案の提出はどのような場合となるか。

答5 条例（例）で示している部分を改正する必要がある場合は議案を提出することとなる。

問6 勤続年数によって補償基礎額が違う理由は。

答6 消防職員、消防団員が死亡した場合、公務災害等見舞金、消防賞じゅつ金は、階級や役職に関係なく支給対象となる。現行の公務災害補償条例は9つの補償があり、その中の休業補償や療養補償は対象者の収入によって補償基礎額が算定される。階級や役職に応じて、重責を担って職務に当たっている観点から補償基礎額の差が出る。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）



令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第68号 工事請負契約（（都）荒地西山線道路新設改良工事（その3））の変更について

議案の概要

都市計画道路 荒地西山線道路新設改良工事について、土壌分析調査により掘削範囲の一部に自然由来のふっ素などの特定有害物質が存在することが判明したため、建設発生土の処分地の変更等が必要となったことから、契約金額を変更しようとするもの。

契約金額 6億1,662万5,900円（3,943万7,200円の増額）

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 前回の変更契約に続いて残土処理を伴うものであるが、合わせて変更契約ができなかったのか。

答1 前回の変更契約は、早急な変更が必要となった仮設工事を中心に、合わせて当初の処分地では受入れが困難であることが判明した残土の処分地の変更について変更契約を行ったもの。今回は、並行して行っていた土壌調査の結果により、基準値を超過する土壌汚染が判明したため、契約を変更しようとするものである。

問2 変更契約に伴い工事の進捗が遅れていると思うが、今後の見込みは。

答2 現在2か月現場を止めており、工事再開後は請負業者とも十分調整しながら速やかに進めていきたい。

問3 有害物質を含む土砂のうち、処分地に搬出されるものと埋め戻すものとある。埋め戻すことに問題はないのか。

答3 土壌汚染に関する問題としては、土壌汚染があることではなく、体内に取り込んでしまう経路が存在することが問題であり、摂取経路が遮断されていれば健康に問題はないと言われている。今回は埋め戻し後、舗装や道路構造物により封じ込めるような形になり、摂取経路が存在しなくなるとの考え方である。

問4 土壌検査を段階的に行うことはできなかったのか。

答4 前回は残土のpHが基準値より高く、当初予定していた処分地から引受けを断られたため、pHと有害物質の検査を行った。pHの検査結果についてはすぐ出たが、有害物質はあるらしいということが後で判明したことから4月に入って追加検査を行った。

問5 学校も始まっている。土砂の搬出は通学路や通学時間の安全対策も含めて計画

してほしいかどうか。

答5 通学路のほうは極力土砂の搬出ルートとしない計画を当初から考えている。経路を含めて安全対策を十分に計画した上で工事を進めていきたいと考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

議案番号及び議案名

議案第69号 財産（宝塚市防災情報システム機器一式）の取得について

議案の概要

市役所内の災害対策各班の情報共有を効率化し、災害対策本部の意思決定を支援する「防災情報システム」を導入しようとするもの。

取得金額 7,602万1千円

相手方 アジア航測株式会社神戸支店

論 点 なし

<質疑の概要>

問1 財産取得に係る地方債の償還可能年数は。

答1 5年間で償還を予定している。

問2 応募があった5者が提案したシステム内容は同じようなものだったのか。

答2 今回は様々な情報を収集し仕様を確定の上、公開型でプロポーザルを行い、自治体の導入実績、機能、価格帯などを検討の上決定したもの。5者全てが同じ内容であったわけではない。

問3 次点の事業者とのプレゼンテーションの差異は。

答3 実績等については甲乙つけがたかったが、プレゼンテーションの中で説明が分かりやすく、価格も他者と同様な機能を持ちながらも安価であったことから本業者に決定した。

問4 アナログと言われる現状の災害対応とは。

答4 阪神・淡路大震災当時より、市民から電話で受けた通報内容を災害対策処理票に記入し、コピーした住宅地図を添付したものを2部作成して担当課へ渡すといったことを25年間続けている。システムを導入することにより情報の共有や管理が容易になる、気象情報の監視などが一元化できるなどと考えている。

問5 Wi-Fiの使用はどのような場合を想定しているのか。

答5 庁内ネットワークが途絶した場合を想定し、外部ネットワークを通じて災害対応を継続できるよう考えている。

問6 避難所の物資管理の項目で現場職員がシステムに入力とあるが、現場ではどのような機器を利用して入力するのか。また、運用はどのように考えているのか。

答6 避難所に行く際に事前に渡している災害用スマートフォンによる入力を考えて

いる。基本的には、市長部局の職員での運用を考えているが、自主避難場所の運営については学校職員も担っており、研修等していきたいと考えている。

問7 導入されるパッケージシステムについては、市の現状に合うようなカスタマイズを想定しているのか。

答7 カスタマイズは想定しており、大きな変更を要する場合は、変更などの手続きが必要と考えている。

自由討議	なし
討論	なし
審査結果	可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b> 議案第71号 市道路線の認定について 議案第72号 市道路線の認定について 議案第73号 市道路線の認定について
<b>議案の概要</b> (議案第71号～議案第73号) 都市計画法に基づく土地の帰属により、それぞれ新規認定をしようとするもの。
<b>論 点</b> なし <b>&lt;質疑の概要&gt;</b> 問1 いずれも開発に伴う提供道路だと思うが、道路幅や隅切りの状況が様々である。開発の際に指導はしているのか。 答1 開発ガイドラインの中で道路幅員や形状、交差角度による隅切りの長さなど規定しており、それに沿った指導を行っている。  問2 市道になるのであれば、今後市が全て責任を持つことになる。ガイドラインは最低限の基準であり、可能な限り道路幅員や隅切りなどをとるよう指導してはどうか。 答2 個々のケースについて、周辺の状況を勘案し調整を行っているが、ガイドラインの規定以上のことについては、強制力をもって指導するには至らないと考えている。
<b>自由討議</b> なし
<b>討 論</b> なし
<b>審査結果</b> 議案第71号 可決（全員一致） 議案第72号 可決（全員一致） 議案第73号 可決（全員一致）

令和2年第3回（6月）定例会 産業建設常任委員会報告書

<b>議案番号及び議案名</b>	
議案第75号 宝塚市農業委員会の委員任命につき認定農業者等が委員の過半数を占めることを要しない場合の同意を求めることについて	
<b>議案の概要</b>	
宝塚市農業委員会の委員任命につき、委員の少なくとも4分の1を認定農業者等又はこれに準ずる者とするため、農業委員会等に関する法律及び同法施行規則の規定により、議会の同意を求めるもの。	
<b>論 点</b> なし	
<b>&lt;質疑の概要&gt;</b>	
問1	認定農業者が増えない理由は。
答1	認定農業者のメリットなどについて、いろいろな場面で説明を行っているが、農業に従事している方の求めるメリットと合致していないなどにより、申請に至らないのではないかと考えている。
問2	農業委員会の定数はどのように決められているのか。
答2	農業委員会等に関する法律により、宝塚市の場合、市内の農家の数、市の面積により14名が上限と定められている。それを1名減じて13名としたもの。
問3	認定農業者の数を増やす努力をしない限り、毎回同様の議案が出されると思うが、できれば農業を主力としている方々の意見が反映される農業委員会の体制を取らないといけないのではないかと。
答3	農業を多角化、大規模化して効率的に生産性を上げていくような方針を本市でも進めていかないと考えており、そういった方々の背中を押すような施策を行っていきたい。
問4	認定農業者の今後の見通しは。
答4	都市農地が減少する中で、植木産業を継続していくような支援や、都市近郊を生かした農業、集落営農化を進めることにより、結果として認定農業者の数が増えるような形を目指していきたい。
<b>自由討議</b>	なし
<b>討 論</b>	なし
<b>審査結果</b>	可決（全員一致）